○国土交通省告示第二十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十三項の規定に基づき、港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者からその商号を変更する旨の届出があったので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

変更前の商号　横浜港埠頭株式会社
変更後の商号　横浜川崎国際港湾株式会社
変更年月日　平成二十八年一月十二日

○東北地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区中野字柳原二七番九から宮城県宮城郡利府町春日字山下四三番九まで	二二・二〇～二九二・〇〇メートル	七・八一一キロメートル

四　指定する期日　平成二十八年一月十二日

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	仙台市宮城野区中野字上小袋田二〇番六から宮城県宮城郡利府町加瀬字新鏡田一七番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十三日五時

○関東地方整備局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号十の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十四年二月十五日」を「平成二十七年十二月十四日」に改める。

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百一二号	名古屋市港区小川三丁目九四番から同市港区大西三丁目六七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十二日

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区有松南一〇九番から同市緑区有松六二四番まで	前	三二・八〇～四九・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	二七・四〇～四一・五〇メートル	〇・〇四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十二日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年中部地方整備局告示第百三十四号尾張都市計画道路事業三・四・百三号布袋駅線
三　事業施行期間　自平成二十一年十月二十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市大島町二三番一から同市多伎町多岐一七番一まで	前　B	一一・〇〇～一六八・〇四メートル	五一・六〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一一・〇〇～一六八・〇四メートル	八・七四一キロメートル	
	B・C	〇・〇〇～一六八・〇四メートル	八・七六九キロメートル	

収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市大島町二三番一から同市多伎町多岐一七番一まで	前　B	一一・〇〇～一六八・〇四メートル	五一・六〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一一・〇〇～一六八・〇四メートル	八・七四一キロメートル	
	B・C	〇・〇〇～一六八・〇四メートル	八・七六九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○北海道開発局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十四号	北海道斜里郡小清水町字神浦一九四番一一から同町字神浦一八七番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年一月十二日